

平成23年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月16日(採決)

# 平成23年 第4回 定例会 会議録

日時 平成23年12月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

## 出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

## 欠席議員

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	芳野 忠
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	鮎川 高敏	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	岡 節子

## 出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいたしましたので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございます。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また本日、意見書案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第51号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 御報告いたします。

議案第51号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償などに関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、障害者自立支援法の規定を引用している条文の文言変更などを行うものであり、事業内容などの変更はありません。

なお、この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第52号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第52号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、スポーツ振興法の全部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、本条例を制定し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

内容は、同条例別表第2の区分中、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成23年8月24日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第53号、篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第53号

篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成24年度から、篠栗幼稚園において、修学前の幼児教育を充実させるために、新たに3歳児からの3年保育を開始することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

主な改正内容は、新たに3歳児保育の授業料を追加し、月額6,000円と定めたものです。

この授業料の算定には、県内19市町の公立幼稚園の授業料を調査した上で検討され、妥当な金額が設定されております。

また、今回、3歳児と4、5歳児の授業料が異なることから、各学年の授業料を明確にするため、新たな項を設け算定基準日が明記されております。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行され、当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号、篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告させていただきます。

議案第54号

篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について

本議案は、スポーツ振興法の全部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正し、篠栗町スポーツ推進審議会条例を制定するものです。

内容の一つは、審議会の任務として、新たに法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関する事項、法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べることが追加され、二つ目は、教育委員会が任命する審議会委員選任の際、従来は学識経験者と関係行政機関の職員の範囲であったものに、スポーツ団体の代表者と公募に応じた町民が追加されたものであります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の篠栗町スポーツ推進審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第55号

篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により改正されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、第1条は、障害者自立支援法の改正により生じた条ずれを修正する等、条文を整理するものであります。

第2条は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により生じた条ずれ、施設名称の改正等を行うものであります。

なお、この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第56号、篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第56号

篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、福岡都市圏の他の市町に比べて著しく高い工場、店舗、その他事業所等に係る口径25ミリメートル以上の給水負担金を他市町並みに引き下げるにより、大口需要家の抑制緩和を行い、平成19年以降減少している給水収益の増収を図り、安定経営を目指すための条例改正であります。

また、平成6年度から実施してきた第3期拡張事業がほぼ完了したこと及び水需要が拡張工事を始めた時代と大幅に変わったことも条例改正の理由であります。

改正の内容は、別表3中、給水負担金の種別区分欄の「工事」を「工場」に改正するものであります。これは平成14年に誤って改正されたものを本来のものに戻す改正であります。

次に、別表3中、工場、店舗、その他事業所等に係る給水負担金のうち、口径25ミリを「476万1,904円」から「55万円」に、口径40ミリを「1,904万7,619円」から「140万円」に、口径50ミリを「3,809万5,238円」から「220万円」にそれぞれ減額の改正を行い、平成24年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 課長、説明を求めます。

先ほど委員長報告の中で、平成14年に誤って改正されたものを本来のものに戻す改正というような報告をされたんですが、ちょっとそこの部分を上下水道課長に説明させておきます。

課長。

○上下水道課長（安河内正邦君） 14年の改正のときに、本来、この給水負担金条例ができましたとき、これは「工事」ではなく「工場」で平成5年に制定されております。この部分がそのときのいわゆる議案を作成するときに、誤って「工事」と記載されておりました。ですから、錯誤として修正することも可能とは思ったんですが、今回、条例を改正するということで、表現が適當だったかどうかわかりません。錯誤の訂正ということでもいいと思うんですが、改めて議決していただいて、本来の形に戻すということで、この内容については、いわゆる条例の制定趣旨とは全く変わらないということで御理解いただければと思います。

○議長（今泉正敏君） 意味わかりましたでしょうか。

そのようなとり方でお願いいたします。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 3点ほど基本的なことをお尋ねしたいんですが、まず1点目は、この給水負担金の減額は賛成なんですけども、今の委員長の説明では、いわゆる近隣市町村にあわせたということですが、当然そうだと思うんですけども、この額を最終的に決定するに当たって、例えば、糟屋地区の篠栗以外の平均をとりましてとか、いろいろあると思うんですよ。だから、それがわかれれば一つということ。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、今、議長が問うているのは、委員長報告に対する質疑ですので、議案に対する質疑はここでは取り扱いません。

○4番（横山久義君） それなら、そのように変更しますので、いいですか。だから、今のはもう問いません。

今回、給水負担金を大幅に減額になります。例えば、工場、店舗、説明では25ミリが476万1,904円から、それからかなり減額になるんですが、このとき40ミリに関しましたら140万円に変わりますかね。こうなった場合に、例えば、25ミリの方が40ミリに変更されたときに、ふつうだったら減額じゃなくて増額

になって、その差額分を払うことになるんだろうと思うんですけども、今回の場合、逆転現象ができると思うんです。その場合、この条例には何もそういうことがうたわれてないんじゃないかなと思うんですが、その点の審議はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

これだったらいいでですかね。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長、どうぞ。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） お答えします。

本委員会においては、委員の方からそのような質問はございませんでした。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ほかにございませんか。

質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第57号、平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿高委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿高・幸君） 報告いたします。

議案第57号

平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ4,304万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,632万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費において、災害派遣特別旅費79万3,000円を

増額し、民生費においては、保育システム変更委託料 89万3,000円を増額し、衛生費においては、子宮頸がん等予防接種事業委託料 1,700万9,000円を増額し、商工費においては、観光案内パンフレット印刷製本費 86万1,000円を増額し、土木費においては、一の瀧線道路改良工事調査委託料 20万円、道路用地購入費 1,025万円並びに建物等移転補償費 3,242万円を増額し、教育費において、図書館の図書司書臨時賃金 69万3,000円を増額し、公債費においては、起債の元金及び利子の償還金 2,123万9,000円を減額するもの、また諸支出金においては、国民健康保険特別会計の繰り出し 82万円を増額するもの、以上の補正に加え、人事異動等に伴う人件費 34万7,000円の増額補正を行うものであります。

歳入につきましては、県支出金において、地域子育て活動支援補助金 89万3,000円並びに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金 816万4,000円を追加補正し、財産収入においては、町有地売却により土地売払収入 2,469万1,000円を増額し、諸収入においては、福岡県市町村振興協会交付金 1億円並びに福岡県町村会振興助成金 1,000万円を増額するもの、そのほかに歳出との整合性を図るため、普通交付税を 1億70万1,000円の減額補正を計上しております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において慎重審議の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第58号、平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿高委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿高・幸君） 報告します。

議案第58号

平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ8,816万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,069万6,000円とするものです。

増額の内訳については、歳入、国民健康保険税4,508万円、国庫支出金2,177万9,000円、医療給付費等負担金2,048万8,000円。歳出、総務費236万2,000円、保険給付費8,580万5,000円などです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により原案どおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第59号、工事請負変更契約の締結について〔オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第59号

工事請負変更契約の締結について

本議案は、平成23年度オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事について変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本議案は、オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事について、サイロ部分等の工事を追加するため、1,585万5,000円を増額し、総額9,964万5,000円で株式会社三基福岡支店支店長 戸川純一と変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　賛成多数と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、請願1号、子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

請願 1 号

子宮頸がんなど 3 種ワクチン助成の継続と国の制度確立を  
求める意見書の提出に関する請願

本請願は、篠栗町大字津波黒 67-1、高橋敏彦氏より提出されたものです。

なお、審査当日は、説明者として高橋氏が出席されております。

主な請願内容は、以下のとおりです。

子宮頸がんなど 3 種ワクチン接種緊急促進事業は、平成 22 年度補正予算成立から平成 23 年度末までの時限措置として実施されてきましたが、当該対象者に十分に行き渡ったとは言えない状況です。本来、子宮頸がんなど 3 種ワクチン接種事業は短期の臨時事業で終えられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそ国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものです。国において、地方自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に制度を拡充されるよう求めます。

特に、1. 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間、緊急促進事業を継続すること、2. 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種を含む VPD に対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること、3. 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上のことについて、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、請願 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第 1 1 、請願 2 号、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例に対する請願書を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長からの報告は、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査とする申し出書が提出されております。お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、請願 2 号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 1 2 、陳情 1 号、子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君）

陳情 1 号

子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳  
情書

本陳情は、福岡市中央区大名 1-10-25-506 、福岡県保育団体連絡会代表者 成富正敏氏より提出されたものであります。

なお、審査当日は説明者として、同団体事務局長 吉富利子氏が出席されております。

主な陳情内容は以下のとおりです。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源補償と応能負担を制度の柱にしております。しかし、現在、政府において検討されている子ども・子育て新システムは、すべての子どもの切れ目のないサービスを補償するとしながら、保育サービス市場化や直接契約、直接補助方式を導入するなど、今、課題が多いとされる介護保険制度をモデルにしたものです。

また、法的責任の縮小、最低基準の緩和、応能負担原則の導入により、保護者負担増など保護者の不安もあります。財政状況の厳しい中、保育の地域格差も広がり

ます。よって、今、必要なことは、制度改革を拙速に進めるのではなく、国と地方自治体の責任のもとに現行の保育制度の充実を図ることと、子どもの健全な育成を図ることを要望いたします。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、陳情1号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第13、陳情2号、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長からの報告は、会議規則第75条の規定によって、お手元の配付のとおり閉会中の継続審査とする申し出書が提出されております。  
お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。

よって、陳情2号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第14、意見書案1号、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書を議

題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、常任委員会所管事務の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、會議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があつております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正につきましては、會議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正是、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成23年第4回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

長期間にわたる討議、どうもありがとうございました。「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ、平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）など、上程いたしました9議案すべてにつきまして可決いただきま

したことに感謝申し上げます。

本日、「健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書」が篠栗町町議会議員の総意として採択されました。県内町村議会の全体の流れと聞き及んでおります。行政といたしましても大変ありがとうございます。

去る11月30日に開催されました全国町村長大会におきましても、国保財政基盤強化策を拡充し恒久的なものとともに、国庫負担の拡充等により、さらなる財政基盤の強化を図り、将来にわたって持続可能な制度とすることを趣旨として、国民皆保険制度を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ることを決議したところでございます。私たち町村長も同一歩調でしっかりと国に訴えてまいりたいと考えております。

さて、本定例会会期中の12月13日に、唐突に「ごみ処理委託料値上げ一大牟田RDF事業、3度目」という新聞報道がございました。RDFの処理委託料1トン当たり9,500円を2012年から1万2,200円にするというもので、小川県知事が県議会本会議で、「努力を重ねてきたが、やむを得ず値上げをお願いすることになった」と述べたとされております。

私が、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の組合長を拝命しておりますので、少し踏み込んだ状況説明をいたしますが、県は、11月21日に、当組合の正副組合長が集まった席上で、処理単価を引き上げたい旨の説明を行いました。各搬入組合に対しても同様の説明をして回ったようでございます。それを受けた各組合では、賛否の意見を取りまとめている状況でございます。

当組合は、うきは久留米環境施設組合と歩調をあわせ、12月19日にうきは市長の怡土市長と私とで、福岡県知事あての要望書を福岡県環境部長に手渡すこととしております。

その内容は、これ以上の負担増とならないよう、県において対処してほしいとして、1. 資本金及び資本剰余金の増額について、2. RDF新規搬入の開拓について、3. 売電価格の国への要望について、4. 純資産の事業清算への全額充当についての4項目を要望する予定でございます。

今後は、12月27日開催の大牟田リサイクル発電所運営協議会での協議となりますが、搬入組合の足並みは決してそろっているわけではなく、同発電所への持ち込みが極端に減っている組合などは、消極的にも賛成せざるを得ないと考えておりまして、協議は難航しそうな気配でございます。当組合としましては反対の立場を明確にし、福岡県と大牟田リサイクル発電所の経営責任を追及しながら、新たな増

資等による対応を迫りたいと考えております。

最後に、いよいよ私にとりまして任期最後の1年となりました。本定例会におきましても、私の7年間の行政運営に対する貴重な御意見を多々いただきました。これらの御意見を十分に施策に反映しながら、残りの任期を精いっぱい務めてまいりたいと考えております。

先の見えない民主党政権下で多少色あせてはきましたが、「緑の分権改革」は、町村にとって真の意味の地域主権改革・地域再生のよりどころと考えております。あるものを生かす地域力の創造こそ、地域の自立と幸福感の向上につながるものと確信しております。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き御指導、御鞭撻いただきますとともに、行政とともに篠栗町を前進させる車の両輪としての機能をしっかりと発揮いただきますようお願ひいたします。

寒さも厳しくなってまいりました。皆様には体調に十分御留意されて、来年も御奮闘されることをお願いしますとともに、皆様にとってよい年となりますよう祈念申し上げまして、平成23年第4回定例会の閉会のあいさつといたします。

ことし1年、どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

飯田 浩二

篠栗町議会議員

今長谷 武和